独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成 20 年度）〔概要〕

平成 21 年7月 27 日

○ 総務省において、102 の独立行政法人（日本司法支援センターを含む。）の役職員の給与水準等について、各府省及び各法人における平成 20 年度分の公表結果を取りまとめるとともに、総人件費改革の取組状況のフォローアップ結果についても併せて取りまとめ、公表するもの。
○ この取りまとめ結果は、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、各府省の独立行政法人評価委員会、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の事後評価等に活用することとなります。

1. 職員の給与水準

・事務・技術職員の対国家公務員指数は、年齢勘案で前年度比▲０．３ポイント減少、年齢・地域・学歴勘案で前年比▲０．４ポイント減少

	平均年間給与	対国家公務員指数（年齢勘案）			対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）		
	20 年度	19 年度	**20 年度**	対前年度差	19 年度	**20 年度**	対前年度差
事務・技術職員	(千円) 7,306	107.3	**107.0**	▲ 0.3	105.5	**105.1**	▲ 0.4
研究職員	9,040	101.3	**100.8**	▲ 0.5	106.0	**106.5**	0.5
病院医師	13,129	116.3	**116.8**	0.5	109.0	**110.2**	1.2
病院看護師	5,024	95.9	**95.6**	▲ 0.3	94.3	**95.6**	1.3

・事務・技術職員の給与水準が国を上回る法人は、自ら給与水準に関する総点検を行い、目標水準・目標期限を設定し、給与水準の適正化に計画的に取り組んでいる。平成１９年度において事務・技術職員の給与水準が国を上回った法人の給与水準は、▲０．８ポイントの低下となっている。

今後、これらの法人の取組を含め、給与水準の適正化については各独立行政法人評価委員会及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会で厳格なチェックを実施することとしている。

2. 常勤役員の報酬の支給状況

常勤役員の報酬支給総額は、全体で▲36,300 千円の減少。法人の長及び監事の報酬が増加しているのは、19 年度において就退任の影響により期末手当等の額が減少したこと等によるもの。19、20 年度に就退任があった法人を除いた場合、支給総額は、法人の長については▲19,690 千円の減少、監事については▲7,245 千円の減少となっている。

		19 年度	**20 年度**	対前年度差	対前年度比
平均	法人の長	(千円) **18,325**	(千円) **18,605**	(千円) **280**	(%) **1.5**
	理事	**15,506**	**15,495**	**▲ 11**	**▲ 0.1**
	監事	**13,517**	**13,574**	**57**	**0.4**
支給総額	法人の長	**1,869,127**	**1,879,153**	**10,026**	**0.5**
	理事	**4,961,762**	**4,896,437**	**▲ 65,325**	**▲ 1.3**
	監事	**1,297,664**	**1,316,663**	**18,999**	**1.5**
	計	**8,128,553**	**8,092,253**	**▲ 36,300**	**▲ 0.4**

（注）年度途中に設立又は廃止された法人は除いている。

3. 総人件費改革の取組

行革推進法に基づき、各法人は平成１８年度以降５年間で５％以上の人件費削減を基本としており、平成２０年度の取組状況をみると、基準となる平成１７年度実績に比して人件費削減を行う８３法人においては全体として▲２．９％、人員数削減を行う１７法人においては全体として▲９．１％減少となっている。

（参考）平成21年の独立行政法人における期末手当等

国家公務員の２１年６月の期末・勤勉手当の一部が暫定的に凍結されたことを踏まえ、各独立行政法人においても役職員の期末手当等について同様の凍結を行った。

平成 21 年7月 27 日

独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成 20 年度）

○　総務省は、102 の独立行政法人(日本司法支援センターを含む。)の役職員の給与水準等について、各府省及び各法人における平成 20 年度分の公表結果を取りまとめました。
　また、平成 18 年度から各法人は総人件費改革に取り組んでおり、今回の公表においては3年目に当たる 20 年度の取組状況のフォローアップ結果を併せて取りまとめました。
○　このような徹底的な情報開示は、独立行政法人評価の仕組みと合わせて、法人の透明性の一層の向上や適正で効率的な業務運営の確保に資する取組です。
○　この取りまとめ結果は、各府省の独立行政法人評価委員会、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の事後評価に活用されます。

1．職員の給与水準（資料1参照）

事務・技術職員の対国家公務員指数は、年齢勘案で前年度比▲０．３ポイント減少、年齢・地域・学歴勘案で前年比▲０．４ポイント減少。

	平均年間給与	対国家公務員指数（年齢勘案）			対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）		
	20 年度	19 年度	**20 年度**	対前年度差	19 年度	**20 年度**	対前年度差
	（千円）						
事務・技術職員	7,306	107.3	**107.0**	▲ 0.3	105.5	**105.1**	▲ 0.4
研　究　職　員	9,040	101.3	**100.8**	▲ 0.5	106.0	**106.5**	0.5
病　院　医　師	13,129	116.3	**116.8**	0.5	109.0	**110.2**	1.2
病 院 看 護 師	5,024	95.9	**95.6**	▲ 0.3	94.3	**95.6**	1.3

（注）1　「対国家公務員指数」は、独立行政法人と国家公務員の給与の比率を独立行政法人の年齢階層別人員構成又は年齢・地域・学歴階層別人員構成を勘案して算出したものであり、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の独立行政法人の給与水準を表すものである（詳細は別添（参考2）を参照）。
　2　昨年度公表対象法人は 103 法人であったが、19 年度末に1法人が廃止されたため、今回の公表対象法人数は 102 法人となっている。

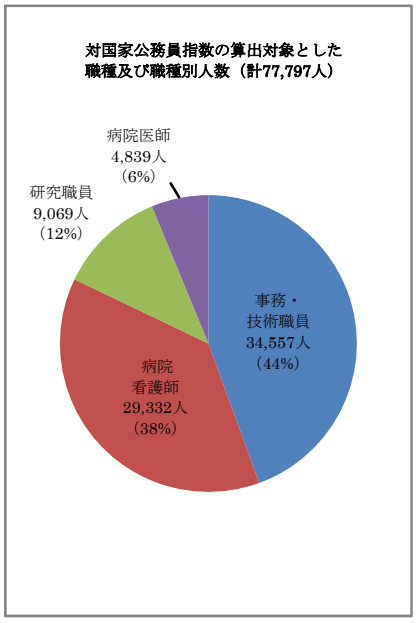

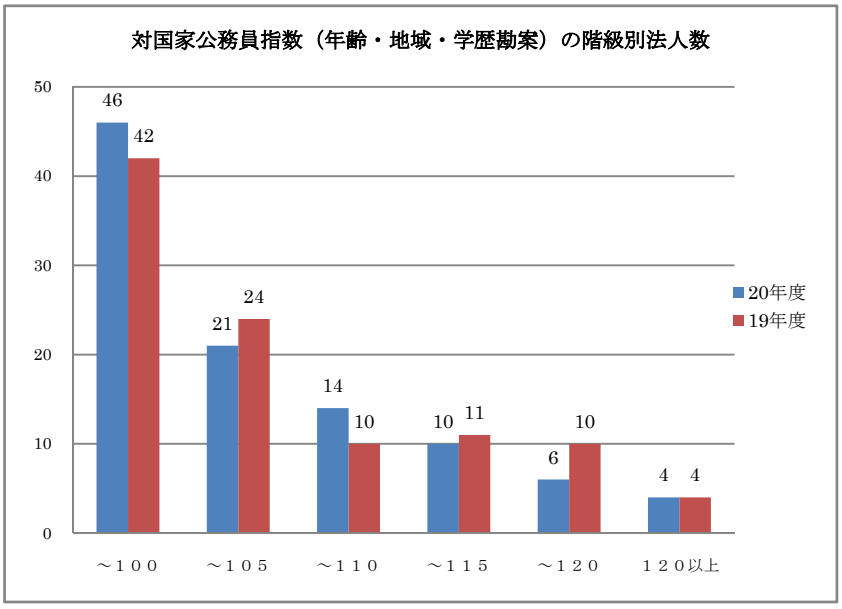

給与水準が高い理由として法人が考える事項としては、おおむね次のような理由が挙げられているが、今後、各府省の独立行政法人評価委員会や総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会において厳格な事後評価が行われることとなる。

①　事務所が大都市にあり、民間賃金も高く、地域手当の額が多い。

② 職務の専門性等から国家公務員と比較し高学歴の職員が多い。
③ 外部委託による一般職員削減、業務の特殊性や専門性により管理職割合が高い。
④ 外国語運用能力や調整能力、職務の専門性等に対応できる有能な人材確保。
（注）①、②は対国家公務員指数（年齢勘案）が高い理由。

2. 更なる給与水準の適正化に向けた取組（資料2参照）

１９年末に閣議決定した独立行政法人整理合理化計画に基づき、各法人は給与水準の適正化に取り組んでいるが、事務・技術職員の給与水準が依然として国家公務員より高い傾向にあることから、給与水準の適正化について更なる取組が求められている。このため、独立行政法人の給与は労使交渉を経て決定されるものであるが、事務・技術職員の給与水準が国を上回った法人のすべてで、自ら給与水準に関する総点検を行い、目標水準・目標期限を設定して給与水準の適正化に計画的に取り組んでいる。

１９年度において事務・技術職員の給与水準が国を上回った法人（６６法人）の２０年度における平均給与水準は▲０．８ポイントの低下となっている。

今後、これらの法人の取組を含め、給与水準の適正化については各独立行政法人評価委員会及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会で厳格なチェックを実施することとしている。

3. 常勤役員の報酬の支給状況（資料3参照）

常勤役員の報酬支給総額は、全体で▲36,300 千円の減少。法人の長及び監事の報酬が増加しているのは、19 年度において就退任の影響により期末手当等の額が減少したこと等によるもの。19、20 年度に就退任があった法人を除いた場合、支給総額は、法人の長については▲19,690 千円の減少、監事については▲7,245 千円の減少となっている。

		19 年度	20 年度	対前年度差	対前年度比
		（千円）	（千円）	（千円）	（%）
平　　均	法人の長	18,325	18,605	280	1.5
	理　　事	15,506	15,495	▲ 11	▲ 0.1
	監　　事	13,517	13,574	57	0.4
支給総額	法人の長	1,869,127	1,879,153	10,026	0.5
	理　　事	4,961,762	4,896,437	▲ 65,325	▲ 1.3
	監　　事	1,297,664	1,316,663	18,999	1.5
	計	8,128,553	8,092,253	▲ 36,300	▲ 0.4

（注）年度途中で設立（郵便貯金・簡易生命保険管理機構：19 年 10 月設立）又は廃止された法人（通関情報処理センター：20 年 10 月廃止）は除いている。平均は支給総額を役員数で除した数値を記載。

4. 常勤役員の退職手当の支給状況（資料4参照）

業績勘案率（各府省の独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲で役員の業績に応じて決定する率）の決定によって退職手当支給額の全額が確定し、平成 20 年度中にその全額を支払い終えた役員は 85 人で、総額約 3.7 億円が支給された。

85 人の役員のうち、業績勘案率が「1.0」の者が 77 人、「0.9」の者が７人「1.2」の者が１人である。

	退職役員数	支給総額	平均在職期間	平均支給額	業績勘案率
	（人）	（千円）		（千円）	
法人の長	19	130,950	4年1月	6,892	19 人が「1.0」
理　　事	55	205,225	2年 11 月	3,731	47 人が「1.0」、7人が「0.9」、1人が「1.2」
監　　事	11	31,295	2年6月	2,845	11 人が「1.0」

（注）1 退職手当の支給額については、各法人における役員報酬・退職金の支給基準や役員の在職期間に応じて異なっている。
2 業績勘案率が「0.9」であるのは放射線医学総合研究所（1人）、宇宙航空研究開発機構（2人）、産業技術総合研究所（2人）、住宅金融支援機構（2人）の理事、「1.2」であるのは国立病院機構（1人）の理事である。

5. 総人件費改革の取組（資料5参照）

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年６月２日法律第 47 号）に基づき、各法人は、総人件費改革の一環として、平成 18 年度以降５年間で５％以上の人件費の削減を基本として取り組んでいる。

各法人は、人件費又は人員の削減のいずれかを選択して取組を行っており、総人件費改革３年目にあたる平成 20 年度における法人全体の取組状況をみると、基準となる平成 17 年度実績に比して人件費の削減を行う 83 法人においては全体として▲2.9％（「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率）、人員数の削減を行う 17 法人においては全体として▲9.1％減少となっている。

（1） 人件費の削減を行う法人

法人数	基準となる金額	平成 20 年度	進捗状況（基準に対する増▲減）	
	平成 17 年度	実績	金額	増▲減比（補正値）
	（億円）	（億円）	（億円）	（%）
83	8,290	**8,109**	▲ 181	▲ 2.9

（2） 人員の削減を行う法人

法人数	基準となる人数	平成 20 年度	進捗状況（基準に対する増▲減）	
	平成 17 年度	実績	人数	増▲減比
	（人）	（人）	（人）	（%）
17	16,407	**14,909**	▲ 1,498	▲ 9.1

（注）1 平成 21 年3月 31 日現在の法人における取組状況の集計である。
2 沖縄科学技術研究基盤整備機構及び日本司法支援センターについては、体制整備の途上であるため、総人件費改革の対象とされていない。
3 増▲減比（補正値）とは、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である。
なお、人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職（一）職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成 18 年度は0%、平成 19 年度は+0.7%、平成 20 年度は0%となっている。

6. 人件費の状況（資料6参照）

平成 20 年度の最広義人件費は、前年度と比較して▲169 億円減少となった。

	平成19 年度（103法人）	平成 20 年度（102法人）	構成比	対前年度差
	（億円）	（億円）		（億円）
給与、報酬等支給総額	9,644	9,529	71.8%	▲ 115
退職手当支給額	1,005	894	6.7%	▲ 111
非常勤役職員等給与	1,106	1,198	9.0%	92
福利厚生費	1,683	1,647	12.4%	▲ 36
最広義人件費	13,438	13,269	100%	▲ 169

（注）1 「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役職員に支給された報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額であり、総人件費改革の対象経費である。
2 「退職手当支給額」とは、常勤役職員に支給された退職手当の支給額である。
3 「非常勤役職員等給与」とは、非常勤役職員、臨時職員等に支給された給与、諸手当、退職手当支給額の合計額である。
4 「福利厚生費」とは、すべての役員及び職員（非常勤職員等を含む。）に係る法定福利費と法定外福利費の合計額である。
5 「最広義人件費」とは、注１から注４における各人件費の合計額である。ただし、四捨五入の関係で、合計は一致しない。

（参考）平成21年の独立行政法人における期末手当等

国家公務員の２１年６月の期末・勤勉手当の一部が暫定的に凍結されたことを踏まえ、各独立行政法人においても役職員の期末手当等について同様の凍結を行った。